

第8期広島市高齢者施策推進プランの重点施策の取組方針、目標及び取組内容（案）

1 基本的な考え方

第8期プランにおいては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に控え、2030年度を目標とする第6次広島市基本計画に位置付ける地域共生社会の実現に向けて、高齢者が人生の最期まで自分らしく暮らせるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの充実強化を図ることが重要となる。

このため、第6次広島市基本計画の高齢者福祉分野に係る基本方針や第7期プランで取組を進めてきた重点施策の推進状況を踏まえ、引き続き、以下の5つを重点施策と位置付ける。

- I 健康づくりと介護予防の促進
- II 見守り支え合う地域づくりの推進
- III 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進
- IV 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進
- V 認知症施策の推進

その上で、各重点施策に係る取組方針、目標及び取組内容について、たたき台となる案を作成しており、今回の分科会でこれらについて議論いただく。

次回の分科会では、その議論を踏まえて見直した内容などについて、引き続き、議論を深めていただく予定である。

2 重点施策

(1) 重点施策Ⅰ「健康づくりと介護予防の促進」

① 取組方針

本市では、健康寿命の延伸が課題となっており、高齢者の健康状態の維持・改善や要支援・要介護認定者の重度化防止が重要であることを踏まえ、できる限り高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域における介護予防や見守りなどに取り組んでいる地区社会福祉協議会を中心とした地域福祉関係団体との連携の下、高齢者自らが、地域における人と人とのつながりの中で、感染症対策にも留意しながら、健康づくりと介護予防に取り組める環境づくりを進める。

② 目標項目

- 健康寿命の延伸（健康状態の維持・改善）
- 要介護状態等の維持・改善

【設定理由】

- ・ 本市では、全国との比較において、「平均寿命」と「健康寿命」の差（日常生活が制限される期間）が大きく、また、要介護状態等においては、全国より、75歳以上であっても要支援・要介護度が比較的軽度な者の認定率が高い。
- ・ こうした状況を踏まえ、地域福祉関係団体との連携の下、地域における介護予防拠点等の取組支援などを行うことにより、高齢者ができる限り健康な状態を維持し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることが重要であるとの観点から、引き続き、「健康寿命の延伸（健康状態の維持・改善）」と「要介護状態等の維持・改善」を設定する。
- ・ なお、第7期プランでは、「健康寿命の延伸」と「日常生活動作が自立している期間の延伸」とを分けて目標設定したが、内容が重複した指標であり、また、算定のベースとなる国の調査が3年おきに実施されるなど経年比較が困難であることから、「健康寿命の延伸（健康状態の維持・改善）」と一つの目標に集約するとともに、より適切に進捗状況を把握できる指標（健康に関する高齢者の実態調査）に改める。

③ 取組内容

取組項目	主 な 内 容
① 健康づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の健康づくりの促進（高齢者いきいき活動ポイント事業の参加促進） ・ 健康づくりに関する知識の普及 ・ 健康の維持向上に取り組むことができる環境づくりの推進 ・ 生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組の推進 ・ 感染症予防対策の推進（定期予防接種の実施等）
② 介護予防・フレイル対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレイル対策の必要性の普及啓発 ・ フレイル状態にある高齢者の早期把握 ・ 地域住民が主体となって取り組む通いの場等での介護予防・フレイル対策の推進 ・ 介護予防ケアマネジメントの質の向上 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業による効果的な機能改善・自立支援
③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（新規）（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通いの場での健康教室・相談（地域の通いの場などに、地区担当保健師と薬剤師、歯科衛生士などの医療専門職が出向き、健康教室や相談を実施） ・ 医療専門職による個別相談・指導（糖尿病などの生活習慣病が重症化するリスクが高い人に、地区担当保健師と薬剤師や歯科衛生士などの医療専門職が相談・指導を実施）

※ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」については、令和元年の国民健康保険法や介護保険法等の改正によって市町村が新たに取り組むこととされ、本市では令和2年度から取組を開始している。本市では、全区に配置した地区担当保健師がつなぎ役となり、保健事業と介護予防を一体的に実施することによって、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな支援が可能となるなど、相乗的に効果が上がることが期待できる取組であることから、これを新たな項目として追加する。

(2) 重点施策Ⅱ「見守り支え合う地域づくりの推進」

① 取組方針

本市の在宅高齢者のうち高齢者のみの世帯は年々増加傾向にあり、今後も増え続けることが見込まれることを踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、共助の精神で、地域における介護予防や見守りなどに取り組んでいる地区社会福祉協議会を中心とした地域福祉関係団体との連携の下、高齢者を見守り、支え合うことができる地域づくりを推進する。

② 目標項目

- 高齢者支援活動の担い手の拡大
- 見守られる高齢者の拡大（新規）

【設定理由】

- ・ 今後の高齢者人口の増加、とりわけ、一人暮らし高齢者が増加していくことなどを踏まえると、高齢者支援のニーズはますます増加していくことが見込まれる。
- ・ このため、高齢者支援の活動に取り組む方々を増やしていくことが重要であり、今後、地域福祉関係団体との連携の下、高齢者いきいき活動ポイント事業の実施等により、高齢者支援活動の更なる増加を図っていくこととしていることから、引き続き、「高齢者支援活動の担い手の拡大」を設定する。
- ・ また、第7期プランで設定した「高齢者地域支え合い事業に取り組む小学校区数」については、地域包括支援センターがコーディネーターとして参画する高齢者支援・見守りのネットワークを形成している区域の数は増加するなど、ほとんどの区域で見守りのネットワーク等が構築されている。こうした状況を踏まえ、第8期では、これらのネットワーク等を高齢者にとってより効果的なものにしていくために、実際に支援を受けて見守られている高齢者を増やしていく視点が重要であることから、「見守られる高齢者の拡大」（見守りに関する高齢者の実態調査）を設定する。

③ 取組内容

取組項目	主 な 内 容
① 地域における見守り・支え合い活動等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共に支え合う地域づくりの推進（高齢者地域支え合い事業等） ・ 高齢者を見守る地域活動の促進（高齢者いきいき活動ポイント事業の参加促進、民生委員・児童委員の相談・援助活動、老人クラブによる友愛活動）
② 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの体制強化 ・ 地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保 ・ 日常生活圏域における支援体制づくりの推進 ・ 在宅介護に関する相談等を行う取組の支援 ・ 高齢者に対する相談活動等の支援
③ 生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防・日常生活支援総合事業による多様なニーズに対応した生活支援 ・ 共助を基本とした多様な生活支援・介護予防サービスが利用できる地域づくりの推進 ・ 多様な主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築 ・ 介護者に対する支援
④ 地域共生社会に向けた体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社会福祉協議会を中心とした地域における包括的な支援体制づくり（※） ・ 高齢者いきいき活動ポイント事業の参加促進による地域活動の活性化

※ 団塊の世代全てが75歳以上となる2025年を目前に控え、地域住民が抱える複合的な生活課題に適切に対応できる包括的な支援体制づくりは急務であり、地域社会の第一線で活動している地区社会福祉協議会が中心となって、町内会・自治会等の関係団体と協調して、地域福祉活動に取り組む体制を構築し、行政と一体となった広島市ならではの支援体制づくりを推進する。

(3) 重点施策Ⅲ「質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進」

① 取組方針

介護サービスの中でも、特に単身や認知症、中重度の要介護高齢者に対応できるサービスの提供体制の充実や、サービスの提供に必要な介護人材の確保と質の高い人材の育成など、施設・事業所における防災、感染症対策に留意しながら、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを進める。

② 目標項目

- 介護サービス量の見込みに応じた施設・事業所の整備
- サービスの提供に必要な介護人材の確保
- 要介護状態等の維持・改善（再掲）

【設定理由】

- ・ 今後の要介護者の増加を見据えると、特別養護老人ホームなどへの入所の必要性が高い要介護者の受け入れができるよう、施設・居住系サービスの整備を行う必要がある。また、地域密着型サービスを中心とした在宅生活を支えるサービスの充実が必要であり、特に地域包括ケアシステムを推進していく上で重要な役割を担う定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のサービスについて、更なる充実を図る必要がある。このため、引き続き、「介護サービス量の見込みに応じた施設・事業所の整備」を設定する。なお、目標数値の設定に当たっては、施設等の利用ニーズについて、より精緻に見込む必要がある。
- ・ また、施設・事業所の整備と合わせて、介護サービスの提供には、介護人材の確保が不可欠である。このため、「サービスの提供に必要な介護人材の確保」を目標項目として設定する。なお、第7期プランでは「介護サービス量の見込みに基づく、必要な介護人材の数」を指標としていたが、国の調査結果（市町村単位）が公表されなくなったため、それに代わる新たな指標として、施設・事業所における人材確保の状況を把握することが可能な指標設定（介護人材に関する事業所の実態調査）を検討する。
- ・ さらに、要介護者等の状態等に応じた最適な介護サービスを提供することにより、「要介護状態等の維持・改善」を目指すことは、QOL（生活の質）の維持・向上につながり、重点施策の推進に資するものであることから、引き続き、「要介護状態等の維持・改善」を設定する。

③ 取組内容

取組項目	主 な 内 容
① 介護サービス基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなど、施設・居住系サービスの整備促進 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所など、地域密着型サービスの整備促進 ・ 老朽化した特別養護老人ホーム等の改築支援 ・ 共生型サービスの普及促進 ・ 施設・事業所における防災対策、感染症対策の推進
② 介護サービスの質の向上と業務効率化（新規）（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切なケアマネジメントの推進（ケアプラン点検の実施、ケアマネジャー（介護支援専門員）への研修等） ・ ICT等を活用した利用者サービスの質の向上 ・ 介護現場における負担軽減（記録・請求業務等のICT化の推進、事業者指定申請手続きの簡素化等）
③ 介護人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員の処遇改善の推進（ひろしま保育・介護人材サポート事業、処遇改善加算の取得促進等） ・ 介護分野で働く意欲を持った人材と事業者双方のニーズを踏まえたマッチング機会の創出 ・ 介護人材の裾野の拡大（若い世代への介護のお仕事理解促進等） ・ 介護人材の資質向上や介護職のリーダーとなる優れた人材の育成（ひろしま介護マイスターの養成等）

※ 国の基本指針（案）において介護業務の効率化に関する記載が加えられたことを踏まえ、適切なケアマネジメントの推進と合わせて、「介護サービスの質の向上と業務効率化」を取組項目に追加する。

(4) 重点施策Ⅳ「在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進」

① 取組方針

75歳以上の高齢者の更なる増加を踏まえ、慢性疾患や認知症等によって医療と介護の双方が必要な状態になっても、できる限り人生の最期まで在宅で暮らしたいという高齢者のニーズに対応していくため、在宅医療の充実を図るとともに、医療や介護サービスをより円滑に提供することができるよう、在宅医療・介護連携を推進する。

② 目標項目

- 在宅医療の量的拡充
- 自宅等の在宅で最期を迎える人の割合

【設定理由】

- ・ 医療と介護の双方のニーズが高い傾向にある後期高齢者が増加する中で、高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、医療・介護サービスを適切に提供する必要があり、そのために不可欠な在宅医療の量的な充実が求められることから、引き続き、「在宅医療の量的拡充」を設定する。
- ・ また、在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を推進することで、住み慣れた自宅で人生の最期を迎えるという市民の半数以上が望んでいるニーズに応えていくという観点から、引き続き、「自宅等の在宅で最期を迎える人の割合」を設定する。

③ 取組内容

取組項目	主 な 内 容
① 在宅医療に取り組む機関・人材の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療提供体制の充実（医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の職種ごとや多職種合同の同行研修、在宅医療に取り組む意欲のある医師を対象とする研修開催等） ・終末期ケア及び在宅看取りの対応強化 ・在宅医療・介護サービス提供基盤の充実
② 在宅医療を支える病診連携・診診連携・多職種連携・後方支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・病院と診療所、診療所と診療所等、医療機関相互の連携強化 ・多職種が協働した、切れ目のない医療・介護体制の確保 ・在宅医療支援体制の整備・充実（北部地域包括ケア拠点の本格稼働等） ・多職種、同職種同士の顔の見える関係づくり ・入退院等に係る連携ツールの整備の検討
③ 認知症医療・介護連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・早期対応、症状の進行段階に応じた医療・介護サービスが切れ目なく適切に提供できる体制の整備 ・医療関係者、介護従事者等の認知症対応力の向上
④ 在宅医療・介護に関する市民啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護の理解促進 ・在宅ケアの向上

(5) 重点施策Ⅴ「認知症施策の推進」

① 取組方針

今後予想される認知症の高齢者の大幅な増加に備えて、国の認知症施策推進大綱等も踏まえ、認知症の人が自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指し、早期診断・早期対応をはじめ症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供とともに、認知症の人とその家族を支える取組など、認知症の人と家族にやさしい地域づくりに向けた施策を総合的かつ体系的に推進する。

② 目標項目

- 認知症の人やその家族を支援する活動の拡大（新規）

【設定理由】

- ・ 認知症の高齢者が多くの人にとって身近なものとなりつつある中、認知症は誰もがなりうるものであるという認識の下、市民が認知症への理解を深め、地域で支えるという意識を高めるとともに、支援活動に結び付けていくことが、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを進めていく上で重要である。
- ・ 第7期プランで設定した「認知症の人とその家族を地域で支える意識」について、「認知症の人が近所にいた場合、今すぐ又は今後協力したい」と回答した人の割合は概ね増加傾向にあり、一定の成果が上がりつつある。今後は、意識にとどまらず、市民が地域で支援する活動の拡大が重要であるという観点から、新たな目標として、「認知症の人やその家族を支援する活動の拡大」（支援活動に関する実態調査）を設定する。

③ 取組内容

取組項目	主 な 内 容
① 認知症に関する正しい知識の普及と本人発信支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人の理解者・支援者（認知症サポーター等）の養成 ・ 地域で暮らす認知症の人とともに取り組む普及啓発等の推進
② 認知症の容態に応じた切れ目のない良質な医療・介護の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケアパスの普及 ・ 認知症初期集中支援チームの活動の推進 ・ 地域の認知症医療体制の充実（北部地域の体制整備） ・ 認知症対応型サービスの整備 ・ 医療関係者、介護従事者の認知症対応力の向上 ・ 早期把握のための手法の導入検討
③ 若年性認知症の人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年性認知症に関する正しい知識の普及 ・ 若年性認知症に関する相談の実施、相談支援体制の充実 ・ 介護従事者の若年性認知症対応力の向上
④ 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援体制の充実（認知症サポーターの活動活性化の検討等） ・ 認知症高齢者等の早期発見・保護の取組 ・ 成年後見制度の普及促進・活動支援 ・ 高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援